

現在戸数299戸に対し  
入居戸数55戸（入居率18・  
4%）と施設利用が低率状  
況をふまえ、経済性・効率  
性による費用対効果から  
も、用地借上のあり方（施  
設の集約化により用地の返  
還も含め）など早急に取り  
組まれない。

・茂原公園については、桜ま  
つり等では市内外の人が大  
勢訪れる場所であることか  
ら、今後も茂原市の憩いの  
場となるように、弁天湖か  
ら美術館まで一体化した公  
園として計画、整備に努め  
られたい。

・下水道事業業務継続計画  
（BCP）については、下  
水道施設が市民生活にとつ  
て重要なライフラインのひ  
とつであり、災害時でもそ  
の機能を維持または早期回  
復させることが必要不可欠  
であることをふまえ策定、  
改定されているが、計画に  
基づいた訓練等を実施し、  
危機管理体制に万全を期さ  
れたい。

お問い合わせは、  
監査委員事務局（9階）  
☎(20)15600、FAX(20)16007へ。



▲コンポスター

ごみを減量化する有効な方  
法としては、生ごみの堆肥化  
があります。

生ごみは水分が多く燃えに  
くいため、ごみ処理場の処理  
能力低下の原因にもなります。  
市では、生ごみ処理機の購  
入に対する補助、生ごみ堆肥  
化容器（コンポスター・EM  
容器）の助成販売（市で購入  
したものに補助金を差し引い  
た額で販売）など、減量化に  
向けて取り組んでいます。

◆家庭用生ごみ処理機補助金  
制度  
・補助金額  
購入額の1/2（千円未満切  
り捨て。ただし上限1万8千  
円）  
・必要書類等  
補助金交付申請書、販売店  
発行の領収書、品質保証書、  
身分証明書、通帳、印鑑。  
※申請書は、環境保全課窓口

お問い合わせは、  
環境保全課（6階）  
☎(20)1504、FAX(20)16004へ。

で入手または同課ウェブ  
ページからダウンロードで  
きます。

◆生ごみ堆肥化容器助成販売

コンポスター	2800円
130型	3180円
190型	4370円
230型	1920円
EM容器（EMバケツ2個）	

※茂原市内に住所を有し、現  
に居住している方が対象。

お問い合わせは、  
環境保全課（6階）  
☎(20)1504、FAX(20)16004へ。

交通事故などで

保険証を使用する場  
合は届出を

交通事故など、第三者の行  
為によりけがをした場合、医  
療費は本来加害者が負担しま  
すが、保険証を使用して治療  
を受けることも可能です。そ  
の際には市へ「第三者の行為に  
よる傷病届」、「交通事故証明  
書」等を届け出る必要があり  
ます。

届出により、医療費の一部  
を市が立て替え、加害者にそ  
の過失割合に応じた額を請求

します。

◆負傷原因調査

市では、診療報酬明細書  
（レセプト）等をもとに負傷  
原因調査を行っています。

この調査は、けがにより保  
険証を使用して医療機関等で  
治療を受けた場合、その原因  
が第三者の行為によるものか  
を確認するためのものです。

【調査対象者】

外傷性の傷病名で、けがの  
原因が第三者行為による可能  
性のある方。

【調査方法】

対象者に「負傷原因届」を  
送付し、回答を依頼。

お問い合わせは、  
国保年金課（2階）  
☎(20)15003、FAX(20)16000へ。

戦没者等の遺族に対  
する特別弔慰金の請  
求はお済みですか

第十回特別弔慰金の請求受  
付が開始されています。平成  
27年4月1日において、「戦  
傷病者戦没者遺族等援護法に  
よる遺族年金」等を受ける方  
がない場合に、戦没者等の

死亡当時のご遺族お一人に支  
給されますので、お早めに請  
求をお願いします。

◆支給対象者

- ①平成27年4月1日までに  
「戦傷病者戦没者遺族等援  
護法による弔慰金」の受給  
権を取得した方
- ②戦没者等の子
- ③戦没者等の(1)父母(2)孫(3)祖  
父母(4)兄弟姉妹

※戦没者等の死亡当時、生計  
関係を有していること等の  
要件を満たしているかどう  
かにより、順番が入れ替わ  
ります。

- ④右記①から③以外の戦没者  
等の三親等内の親族

※戦没者等の死亡時まで引き  
続き1年以上の生計関係を  
有していた方に限ります。

◆支給内容

額面25万円、5年償還の記  
名国債

◆請求期間

平成30年4月2日(月)まで

◆請求窓口

社会福祉課、本納支所

お問い合わせは、  
社会福祉課（7階）  
☎(20)15771、FAX(20)16005へ。